

京都市告示第211号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年6月29日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科大塚緯3号線	山科区大塚野溝町67番地地先から 同町55番地の2地先まで	告示の日
山科大塚緯3の1号線	山科区大塚野溝町67番地地先から 同町68番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)